

議第 9 1 号 呉市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

1 改正の趣旨

駐車場法施行令（昭和 3 2 年政令第 3 4 0 号）の一部改正（令和 7 年政令第 4 3 号による改正）等に伴い，所要の規定の整備をするものです。

2 改正の内容

(1) 駐車施設の附置義務の対象となる建築物の追加

駐車場法（昭和 3 2 年法律第 1 0 6 号）の規定により，地方公共団体は条例により，建築物又はその敷地内に駐車施設の設置を義務付けることができることとされています。

近年，電子商取引の増加等による宅配需要の増加等の社会経済状況の変化により，共同住宅における荷さばき駐車施設の確保が必要となったことから，駐車場法施行令の一部改正により，駐車施設の附置義務の対象とすることができる建築物として共同住宅が追加されたことに伴い，駐車施設の附置義務の対象となる建築物として共同住宅を追加します。

(2) 駐車施設の規模の基準の変更

国が示す駐車施設の規模に係る基準が変更されたことに伴い，次のとおり基準を変更します。

変更項目	現行	変更後
車いす利用者のための駐車施設のはり下の高さ	基準なし	2． 3メートル以上
荷さばきのための駐車施設のはり下の高さ	3メートル以上	3． 2メートル以上

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日